

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年4月3日(2008.4.3)

【公開番号】特開2007-145732(P2007-145732A)

【公開日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2007-022

【出願番号】特願2005-339573(P2005-339573)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/19 (2006.01)

A 6 1 K 8/44 (2006.01)

A 6 1 Q 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/19

A 6 1 K 8/44

A 6 1 Q 5/04

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月20日(2008.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水と、アルギニンまたはグルタミン酸のいずれか一方と、エルシスティンとNアセチルシステのうち少なくとも一方とを混合し、pHを7.7~9.5としたことを特徴とするウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項2】

前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたことを特徴とする請求項1記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項3】

前記水80gに対し、前記アルギニンまたは前記グルタミン酸のいずれか一方を1g以上と、前記エルシスティンとNアセチルシステのうち少なくとも一方を2g~7.5gとを混合することを特徴とする請求項1乃至2記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項4】

前記Nアセチルシステを0.4g~7.5g加えることを特徴とする請求項3記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項5】

前記トルマリンと前記金属との重量比を10:1~1:10としたことを特徴とする請求項2記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項6】

前記トルマリンをセラミックに対し重量比10%以上の割合で混合させて800°C以上で加熱したものとする特徴とする請求項1乃至2記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項7】

前記岩石を800°C以上で加熱したものとする特徴とする請求項1乃至2記載

のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 8】

最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水と、過酸化水素水とを混合したことを特徴とするウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 9】

前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたことを特徴とする請求項8記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 10】

前記水と前記過酸化水素水とを混合した過酸化水素の濃度を1%~2.7%とすることを特徴とする請求項8乃至9記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 11】

前記混合物の99cc~99.5ccに0.5cc~1ccの梅酢またはクエン酸を加えることを特徴とする請求項10記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 12】

前記トルマリンと前記金属との重量比を10:1~1:10としたことを特徴とする請求項9記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 13】

前記トルマリンをセラミックに対し重量比10%以上の割合で混合させて800°C以上で加熱したものとすることを特徴とする請求項8乃至9記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 14】

前記岩石を800°C以上で加熱したものとすることを特徴とする請求項8乃至9記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明に係るウエーブ・カール用パーマ液（第一液）は、最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水と、アルギニンまたはグルタミン酸のいずれか一方と、エルシスティンとNアセチルシステのうち少なくとも一方とを混合し、pHを7.7~9.5としたことを特徴とするものである。本発明は、前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたものである。本発明は、前記水80gに対し、前記アルギニンまたは前記グルタミン酸のいずれか一方とを1g以上と、前記エルシスティンとNアセチルシステのうち少なくとも一方を2g~7.5gとを混合することを特徴とするものである。本発明は、前記Nアセチルシステを0.4g~7.5g加えることを特徴とするものである。本発明は、前記トルマリンと前記金属との重量比を10:1~1:10としたことを特徴とするものである。本発明は、前記トルマリンをセラミックに対し重量比10%以上の割合で混合させて800°C以上で加熱したものとすることを特徴とするものである。本発明は、前記岩石を800°C以上で加熱したものとすることを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明に係る他のウエーブ・カール用パーマ液（第二液）は、最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水と、過酸化水素水とを混合することを特徴とするものである。本発明は、前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたものである。本発明は、前記水と前記過酸化水素水とを混合した過酸化水素の濃度を1%～2.7%とすることを特徴とするものである。本発明は、前記混合物の99cc～99.5ccに0.5cc～1ccの梅酢またはクエン酸を加えることを特徴とするものである。本発明は、前記トルマリンと前記金属との重量比を10：1～1：10としたことを特徴とするものである。本発明は、前記トルマリンをセラミックに対し重量比10%以上の割合で混合させて800°C以上で加熱したものとすることを特徴とするものである。本発明は、前記岩石を800°C以上で加熱したものとすることを特徴とするものである。